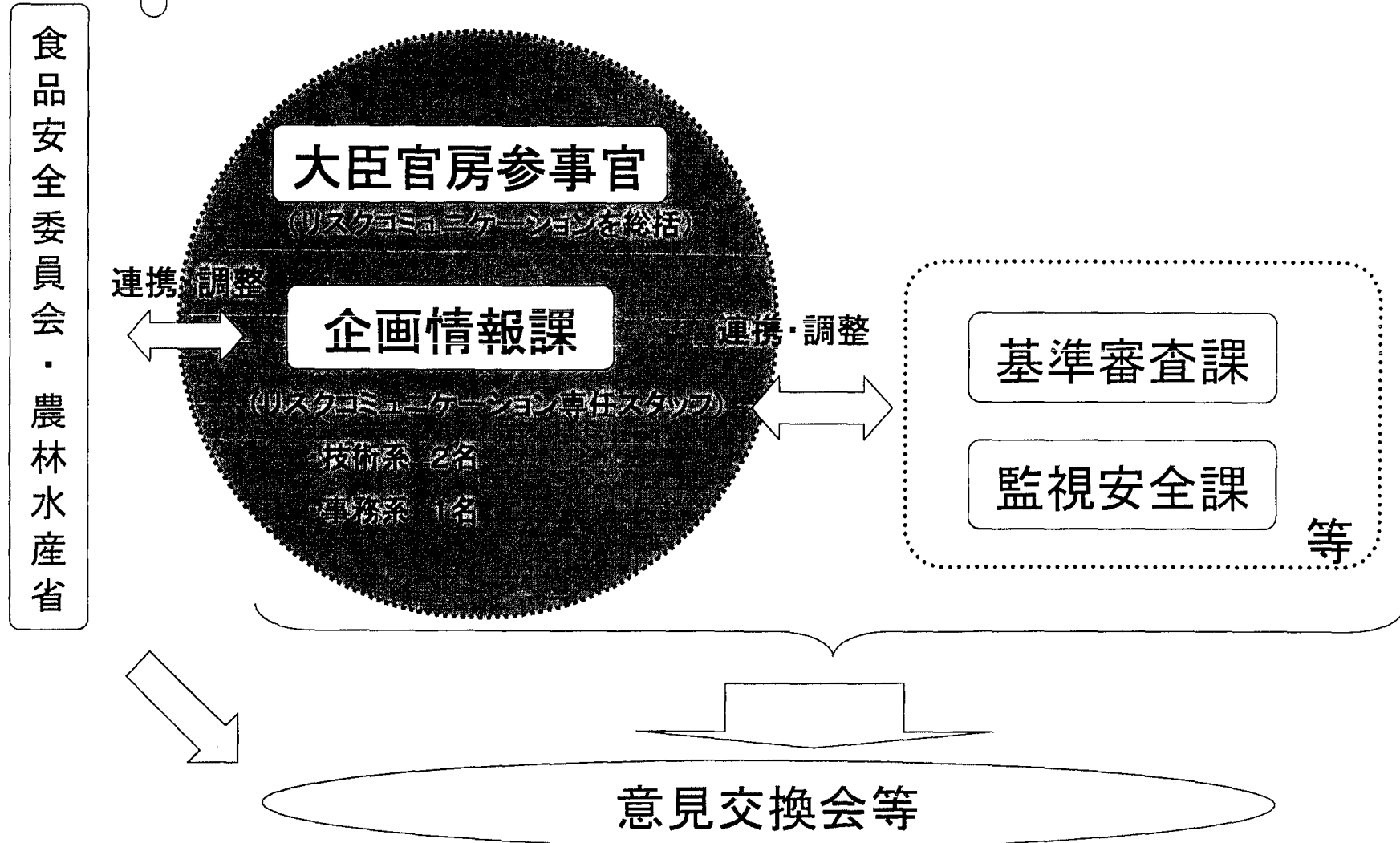
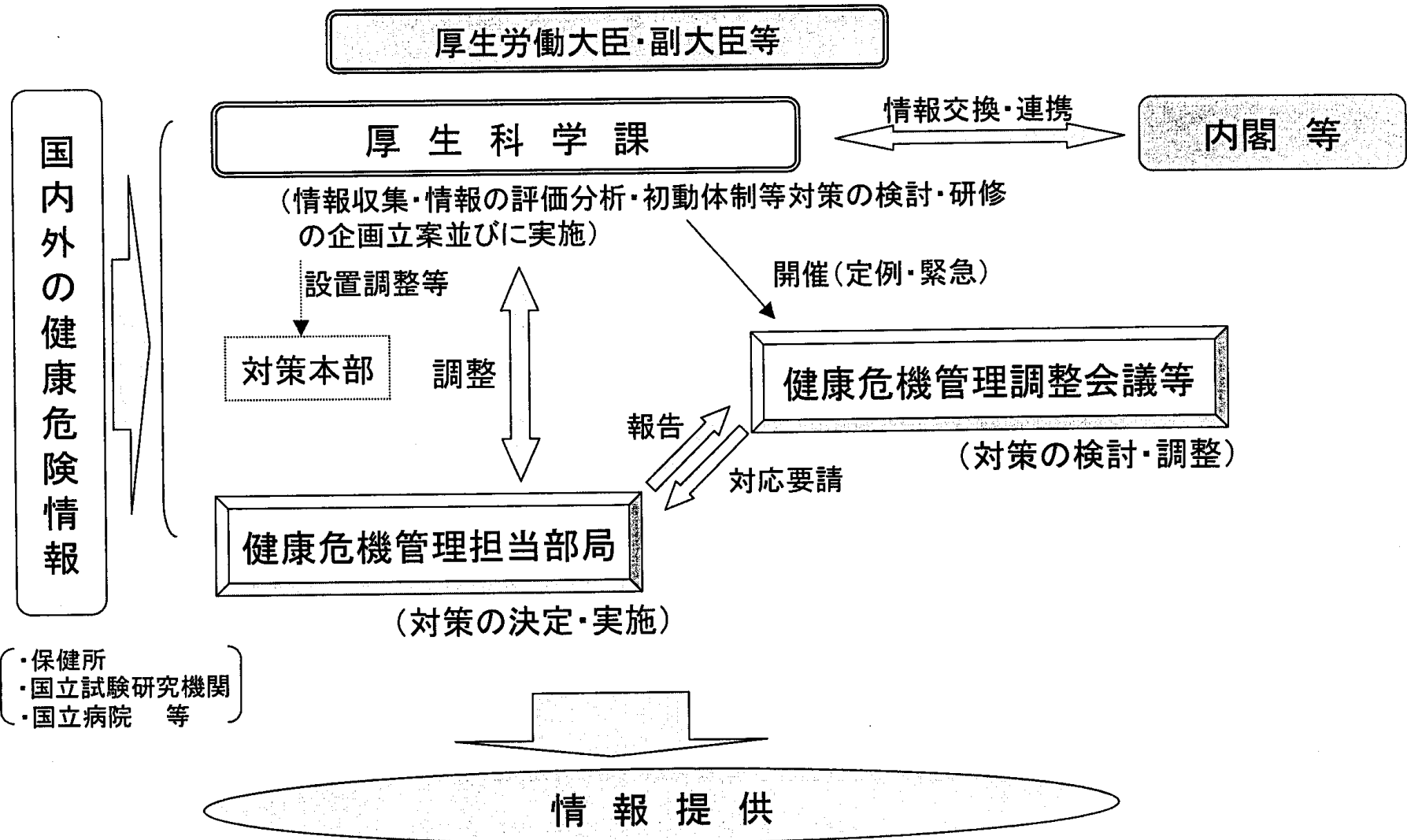


厚生労働省における 食品のリスクコミュニケーションの実施体制



厚生労働省における健康危機管理体制の体系




食品の安全におけるPrecautionary principle について

○欧州連合(EU)が提唱し、使用している考え方

- ・予防原則に関するEUコミュニケーション(2000年2月)
- ・欧州連合の食品法における一般原則(EC規則178/2002)

○わが国では、通常「予防原則」と翻訳されている。

Precaution(予防策、用心、警戒)  Prevention(防止、予防)

○食品分野において国際的に合意された用語ではない。

(背景) 国際法における予防的措置

○1992年 国連環境開発会議(UNCED)リオ宣言

環境を保護するために、予防的アプローチが、国家により、その能力に応じて、広く適用されるべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、環境の悪化を未然に防止するための費用対効果の高い措置を延期する理由としてはならない。

○1992年 生物多様性条約前文

…生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し…

○WTOのSPS協定(第5条第7項)

加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

「予防原則に関するEUコミュニケーション」(COM(2000)1 2000年2月2日)

- 予防原則は、リスク分析のアプローチの枠組みの中で考えられるべき。
- 予防原則は、リスク管理において政策決定者により用いられるもの。
- 予防原則に基づく措置は以下のようなものであるべき。
 - ・選択される保護の水準に依拠していること
 - ・その適用において無差別であること
 - ・既にとられた同様の措置と一貫していること
 - ・潜在的な便益と費用の検討に基づくこと
 - ・新たな科学的データに基づく再検討を条件とすること
- ※ このコミュニケーションは、予防原則適用のための具体的な手引きとして示されたもの。
 - その目的のひとつには、「保護主義の偽装された一形態としての予防原則のむやみな援用を回避すること」が記されている。

(出典)環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告書

資料3 予防原則に関するEU コミュニケーション

<http://www.env.go.jp/policy/report/h16-03/mat03.pdf>

欧州連合の食品法における一般原則と要件 (EC規則178/2002)

Regulation (EC) No 178/2002 of the European parliament and of the council

Article 7 Precautionary principle

- 1 In specific circumstances where, following an assessment of available information, the possibility of harmful effects on health is identified but scientific uncertainty persists, provisional risk management measures necessary to ensure the high level of health protection chosen in the Community may be adopted, pending further scientific information for a more comprehensive risk assessment.
- 2 Measures adopted on the basis of paragraph 1 shall be proportionate and no more restrictive of trade than is required to achieve the high level of health protection chosen in the Community, regard being had to technical and economic feasibility and other factors regarded as legitimate in the matter under consideration. The measures shall be reviewed within a reasonable period of time, depending on the nature of the risk to life or health identified and the type of scientific information needed to clarify the scientific uncertainty and to conduct a more comprehensive risk assessment.

http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2002/l_031/l_03120020201en00010024.pdf

第7条 予防原則（仮訳）

1 利用可能な情報の評価により、健康への有害な効果の可能性が特定されるも、科学的不確実性があるような状況下においては、高い水準の健康保護を保証するため、暫定的なリスク管理措置を採択することもありうる。ただし、さらなる科学的情報が得られれば、より包括的なリスク評価を行う。

2 第1項に基づき採択される措置については、高い水準の健康保護を達成するための必要性に応じたものであるべきであり、貿易を障害するほど厳しくしてはならない。その際、技術的、経済的実行可能性、その他の正当と見なされる要素を考慮に入れる。

措置については、特定された健康や生命に対するリスクの本質と、科学的不確実性の解消や、より包括的なリスク評価を行うために必要な科学的情報の種類に応じて、妥当な期間内に見直すことになっている。

第7条 予防原則（仮訳）について

○ 科学的に不確実なことがあっても、利用可能な情報にもとづくリスク評価により健康への有害性が特定される場合、暫定的なリスク管理措置をとり得ることを述べている。

→ 有害かどうかわからないから予防的に規制しようとは述べていない。

○ 必要以上に貿易を規制しないこと、技術的、経済的実行可能性、その他の正当と見なされる要素を考慮し、予想されるリスクの程度に応じて対応することを述べている。

○ 規制は、妥当な期間内に見直すことを述べている。

欧州連合の予防原則適用の実例

○牛海綿状脳症(BSE)

1996年英国政府の海綿状脳症諮問委員会(SEAC)が、人に変異型CJDが発生しており、その原因はBSE感染牛を食べたことにあることを否定できない、との見解を示した。

EU加盟国の多くは、英国からの牛肉の輸入禁止措置をとり、EU委員会は、英国からの牛肉の輸出を禁止しました。

○ホルモン剤を投与して肥育された牛(途中から予防原則が争点となった事例)

1989年、ECはホルモン剤を投与して肥育された牛肉が発がん性のおそれありとして「消費者不安等」を理由に輸入禁止にするとともにEC域内における同様の肥育牛の販売も禁止した。

米国、カナダはWTOに提訴。

WTOは、予防原則に基づくかどうかは無関係に、SPS協定第5条第7項の条件を満たすものであればWTOルール整合とし、ECの貿易措置はこれを満たしていないとしてWTOルール違反と結論づけた。

(参考)

予防的な観点からの暫定的なSPS措置がWTO整合的となるために必要な条件(SPS協定第5条第7項との関係から)

1. 関連の必要な科学的証拠(データ)が十分に入手できないこと。
2. SPS協定に基づく予防措置をとる場合には、関連の国際機関からの入手可能な適切な情報に基づくこと。
3. 当該国(輸入国)が、一層客観的なリスク評価のために必要な追加情報を得る努力を行っていること。
4. 暫定的に実施されている当該SPS措置を、適当な期間内に再検討すること。